

事業の目的

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算 180億円の内数（163億円の内数）

○離婚前後の家庭に対して、離婚がこどもに与える影響、離婚後の生活や養育費・親子交流の取決めについて考える機会を提供するため、親支援講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行うとともに、養育費の履行確保や親子交流の実施等に資する取組を実施する。

事業の概要

【拡充内容】
○「親子交流支援」の実施要件について、支援対象年齢を18歳到達後の3月末まで拡充し、頻度・期間は個々のケースに応じた対応を可能とする。
○「離婚前後のカウンセリング支援」及び「外国語に対応した親支援講座・ガイダンス」等の相談者の状況やニーズに応じた支援を行う。

(1) 相談員の配置

親子交流支援員を含めた相談員の配置

(2) 親支援講座

・親支援講座 養育費や親子交流の取決めの重要性等の講義や当事者間での意見交換を実施。
・情報提供 親支援講座の受講者に対し、ひとり親家庭向けの支援施策や相談窓口の情報提供を行う。

(3) 養育費・親子交流の履行確保に資する取組

- ① 離婚前段階からの支援体制強化
別居開始時点など低葛藤時点からの個別ヒアリングや動画作成等を行う。
- ② 戸籍・住民担当部局との連携強化
戸籍・住民担当部局に相談員を配置し、ひとり親担当部局と連携を図る。
- ③ 弁護士等による個別相談支援
弁護士等を配置し、養育費や親子交流に関して、個々の状態に応じた専門的な相談支援を行う。
- ④ 養育費等の取決めに係る費用補助
・公正証書等による債務名義の作成支援
公正証書等による債務名義を作成するための費用支援を行う。
・戸籍謄本等の書類取得補助
調停申立てや、裁判に要する添付書類の取得などの費用支援を行う。
・ADRの活用支援
裁判外紛争解決手続き(ADR)を利用した調停に係る費用支援を行う。
- ⑤ 養育費の履行確保に係る費用補助
・保証契約支援
保証会社と養育費保証契約を締結するための費用支援を行う。
・養育費受取に係る弁護士活用
養育費の受取に係る弁護士費用の支援（受取開始後1年間）を行う。
- ⑥ 同行支援
養育費や親子交流の取決め等のために家庭裁判所等に訪れる際の同行支援を行う。
- ⑦ 親子交流支援「拡充」
支援計画を作成し、親子交流当日のこどもの引取り、相手方への引渡し、交流の場に付き添うなどの援助を実施
- ⑧ 先駆的な取組
①～⑦のほか、養育費の履行確保や親子交流の実施等に資するものとして先駆的な取組による支援を行う。

(4) 相談者の状況やニーズに応じた支援「拡充」

「離婚前後のカウンセリング支援」（心理担当職員の配置）、「外国語に対応した親支援講座・ガイダンス」（通訳（人員配置、ICT機器活用等））、託児サービス、夜間・休日対応、SNSによる相談対応等、相談者の状況やニーズに応じた個別支援を行う。

実施主体等

【実施主体】都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可）
【補助率】国 1/2 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村 1/2

【補助単価】1自治体当たり
40,029千円（3事業以上実施の場合）
24,000千円（2事業実施の場合）
12,000千円（1事業実施の場合）

Parenting arrangements after separation

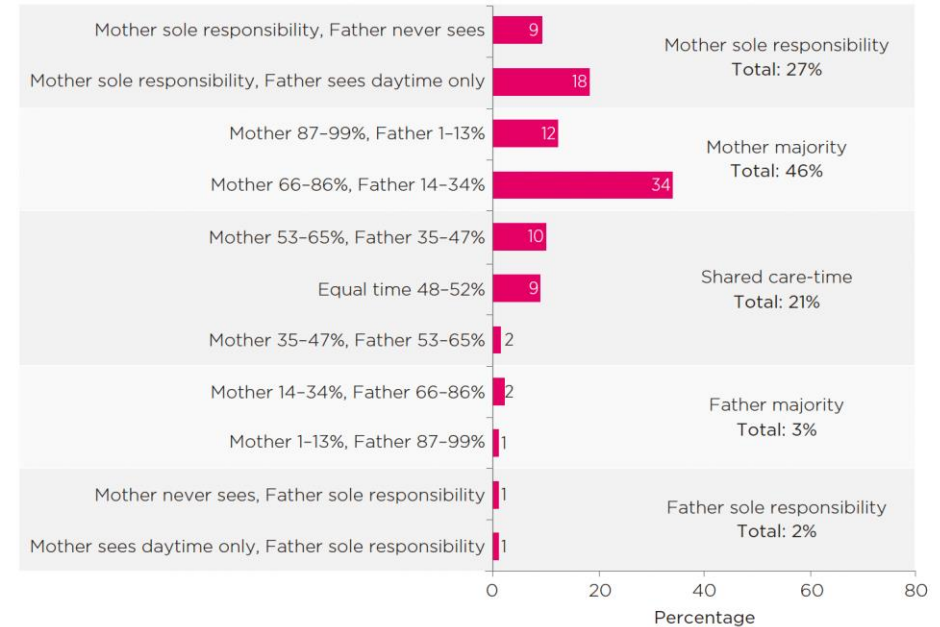


オーストラリア政府は、離婚後の父母の養育分担時間（宿泊基準）の統計を発表している。

What are the most common parenting arrangements after separation?

AIFS' research shows that there is considerable variation in the ways that families arrange their children's care after separation (see Figure 1). Issues such as the children's age and the parents' working patterns play a significant role in decision making.

Figure 1: Child's care-time arrangements post-separation, 2014



（出典）オーストラリア政府 オーストラリア研究所家族研究HPを基に
嘉田由紀子事務所で作成

<https://aifs.gov.au/research/research-snapshots/parenting-arrangements-after-separation>

令和7年4月10日 参議院法務委員会 日本維新の会 嘉田由紀子

(表3) 養育費・子2人表 (第1子及び第2子0~14歳)

